

# ○ひたちなか市個人情報保護条例

平成17年3月28日

## 条例第2号

ひたちなか市個人情報保護条例(平成8年条例第21号)の全部を改正する。

### 目次

第1章	総則(第1条—第5条)
第2章	保有個人情報の取扱い(第6条—第11条)
第3章	保有個人情報の開示等の請求(第12条—第25条)
第4章	不服申立て
第1節	諮詢等(第26条—第28条)
第2節	情報公開・個人情報保護審査会の権限等(第29条—第31条)
第5章	個人情報保護運営審議会(第32条・第33条)
第6章	業務の委託等(第34条—第36条)
第7章	雑則(第37条—第40条)
第8章	罰則(第41条—第44条)

### 付則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示等を求める市民の権利を明らかにすることにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。

(2) 個人情報 個人にに関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(ひたちなか市情報公開条例(平成12年条例第1号)第2条第1号に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。

##### (実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、保有個人情報の開示等を求める市民の権利を尊重し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

##### (事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては個人の権利利益を保護するためには必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

##### (市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

### 第2章 保有個人情報の取扱い

#### (保有個人情報取扱業務の登録)

第6条 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務(以下「保有個人情報取扱業務」という。)を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 保有個人情報取扱業務の名称
- (2) 保有個人情報取扱業務の目的
- (3) 保有個人情報の対象者
- (4) 保有個人情報の内容
- (5) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、保有個人情報取扱業務を開始し、又は変更した日以後において、第1項の規定による登録又は前項の規定による登録の修正をすることができる。

4 実施機関は、前3項の規定により登録した事項を一般の閲覧に供しなければならない。

#### (収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、所掌事務の範囲内で、個人情報の保有目的を明確にし、当該保有目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令及び条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道その他これに類する行為により公にされている個人情報であるとき。
- (4) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため緊急を要するとき。
- (5) 公益の実現を図るため、実施機関がひたちなか市個人情報保護運営審議会(以下「運営審議会」という。ただし、第32条第1項を除く。)の意見を聴いて、必要があると認めるとき。

3 法令等の規定により、本人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

4 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の定めるところにより収集するとき又は公益の実現を図るため、実施機関が運営審議会の意見を聴いて、必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 犯罪歴に関する事項
- (3) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(保有個人情報の適正管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理を図るために、保有個人情報管理者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新のものとして維持管理すること。
- (2) 保有個人情報の紛失、改ざん、滅失、損傷その他の事故防止に関するここと。
- (3) 保有個人情報の漏えいの防止に関するここと。
- (4) 保有個人情報への不正アクセス行為の防止に関するここと。

2 実施機関は、保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、当該保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報を保有個人情報取扱業務の目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかると、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため緊急を要するとき。
- (4) 正当な行政執行のため、実施機関が特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用をしようとするときは、必要な事項を記録しなければならない。

(外部提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかると、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、外部提供をすることができます。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため緊急を要するとき。
- (4) 公益の実現を図るために、実施機関が運営審議会の意見を聴いて、必要があると認めること。

3 実施機関は、前項の場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

4 実施機関は、外部提供をしようとするときは、必要な事項を記録しなければならない。

(電子計算組織の結合等の制限)

第11条 実施機関は、通信回線等による電子計算組織の結合(当該実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外の者が管理する電子計算組織その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を当該実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)により保有個人情報を処理してはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の場合において、電子計算組織の結合による保有個人情報の処理を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、運営審議会の意見を聽かなければならぬ。その内容を変更しようとするとても、同様とする。

第3章 保有個人情報の開示等の請求

(開示請求)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己の保有個人情報について、開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が法令等の規定により開示することができないとされている場合を除き、開示請求をした者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(開示しないことができる保有個人情報)

第14条 実施機関は、前条の規定にかかると、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報に本人以外の保有個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)が含まれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 事業者の当該事業に関する情報で、開示することにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 開示することにより、人の生命、身体、健康、生活、財産若しくは社会的地位の保

護又は犯罪の予防、犯罪の搜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるもの

(4) 個人の評価、診断、判定、指導、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、判定、指導、選考等に著しい支障を生ずると認められるもの

(5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体(以下「国等」という。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められ、不适当に市民の間に混乱を生じさせると認められ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関又は国等が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、契約、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの

(一部開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、前条各号のいずれかに該当し、実施機関が開示しないと判断した情報又は法令等の規定により開示することができないとされている情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に合理的に除くことができるときは、開示請求者にその部分を除いて当該保有個人情報を開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該保有個人情報を開示することになるときは、第14条各号のいずれかに該当する情報で実施機関が開示しないと判断したものに限り、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、自己の保有個人情報について事実の記載に誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の訂正の請求について準用する。

(削除の請求)

第18条 何人も、実施機関に対し、自己の保有個人情報について第7条の規定による制限を超えて収集されたと認められるときは、当該保有個人情報の削除を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の削除の請求について準用する。

(目的外利用等の中止の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、自己の保有個人情報について第9条及び第10条の規定による制限を超えて目的外利用及び外部提供(以下「目的外利用等」という。)がされているときは、当該保有個人情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の中止の請求について準用する。

(開示等の請求の方法)

第20条 第12条の規定による保有個人情報の開示請求、第17条の規定による保有個人情報の訂正の請求、第18条の規定による保有個人情報の削除の請求又は前条の規定による保有個人情報の目的外利用等の中止の請求(以下「開示等の請求」と総称する。)をしようとする者(以下「開示等請求者」という。)は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示等請求者の氏名及び住所

(2) 開示等の請求をしようとする保有個人情報の内容

(3) 訂正、削除又は目的外利用等の中止の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示等請求者は、自己が開示等の請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを明らかにするために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示等の請求に対する決定及び通知)

第21条 実施機関は、前条第1項の規定による書面の提出があったときは、当該提出のあった日から起算して15日以内に、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定、第16条の規定により開示請求を拒否する旨の決定若しくは開示請求に係る保有個人情報が存在しない旨の決定(以下「開示決定等」と総称する。)又は訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求の諾否の決定をし、当該決定後、速やかにその旨を書面により開示等請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項の期間内に決定することができないときは、同項の規定にかかるらず、当該決定の期間を開示等の請求があった日から起算して45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び延長後の期間を書面により開示等請求者に通知しなければならない。

(理由の付記等)

第22条 実施機関は、開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下第26条及び第28条において同じ。)又は訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求の一部を承諾する旨の決定若しくは全部を承諾しない旨の決定をしたときは、前条第1項の書面にその理由を記載しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定又は開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合において、時間の経過により当該決定の理由が消滅し、当該保有個人情報の一部又は全部を開示することができることが明らかであるときは、前条第1項の書面にその旨を記載しなければならない。

3 実施機関は、訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求の一部を承諾する旨の決定又は全部を承諾しない旨の決定をした場合において、時間の経過により当該決定の理由が消滅し、当該保有個人情報の一部又は全部を開示することができることが明らかであるときは、前条第1項の書面にその旨を記載しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び本人以外の者(以下の条及び第26条から第28条までにおいて「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、保有個人情報の名称そ

の他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。  
2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報について、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしようとする場合であって、当該保有個人情報に第14条各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、保有個人情報の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第26条及び第27条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### (決定後の措置)

第24条 実施機関は、開示決定又は訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求の全部若しくは一部を承諾する旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

2 保有個人情報の開示は、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム及び電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

3 閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、保有個人情報の閲覧を行うことにより当該保有個人情報を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の写しにより、これを行うことができる。

#### (費用の負担)

第25条 前条第2項の規定により保有個人情報の写し等の交付を受ける者は、当該保有個人情報の写し等の作成に要する費用であって実施機関が定める額を負担しなければならない。

### 第4章 不服申立て

#### 第1節 諮問等

##### (審査会への諮問等)

第26条 実施機関は、この条例の規定に基づき実施機関が行った処分について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、速やかにひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 開示決定等を取消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するとき。(当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)

(3) 保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求の一部を承諾する旨の決定若しくは全部を承諾しない旨の決定を取消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求の全部を承諾して訂正、削除又は目的外利用等の中止をするとき。

2 前項の規定により諮問した実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申を受けたときは、答申を受けた日から起算して15日以内に当該不服申立てについて決定又は裁決をし、当該決定又は裁決後、速やかにその旨を書面により次条に掲げる者に通知しなければならない。

##### (諮問した旨の通知)

第27条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示等請求者(開示等請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第28条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合において準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第2節 情報公開・個人情報保護審査会の権限等

##### (審査会の権限)

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示等の請求に対する決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に關し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認められる者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

##### (審査会の委員の守秘義務)

第30条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

##### (審査会の審議手続)

第31条 審査会の審議手続に関し必要な事項は、ひたちなか市情報公開条例第21条から第25条までの規定の例による。

### 第5章 個人情報保護運営審議会

#### (個人情報保護運営審議会)

第32条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を推進するため、ひたちなか市個人情報保護運営審議会を置く。

2 運営審議会は、この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議し、答申するほか、実施機関に対し建議することができる。

3 運営審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(運営審議会の委員の守秘義務)

第33条 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6章 業務の委託等

(業務の委託)

第34条 実施機関は、保有個人情報の処理、施設の管理その他の業務を委託するときは、当該業務の委託を受けた者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に対して、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者の責務)

第35条 受託者は、受託した業務の範囲で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

(出資法人等の責務)

第36条 市が出資している法人及び地方独立行政法人で市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7章 雜則

(苦情の処理)

第37条 実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 実施機関は、事業者と本人との間に生じた個人情報の取扱いに関する苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施行状況の公表)

第38条 市長は、毎年各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第39条 他の法令等の規定により、保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続が別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

2 前項に規定するもののほか、図書館その他これに類する施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び管理している個人情報については、この条例は、適用しない。

(委任)

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 罰則

第41条 実施機関の職員又は職員であった者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。次条において同じ。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 実施機関の職員又は職員であった者が、職務上知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 受託者又は受託者であった者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 受託者又は受託者であった者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

第44条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第8章の規定は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のひたちなか市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定によりなされている登録は、この条例第6条第1項の規定による登録とみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第11条第1項及び第12条から第14条までの規定によりなされている閲覧等の請求、訂正の請求、削除の請求及び目的外利用等の中止の請求は、この条例第12条及び第17条から第19条までの規定による開示請求、訂正の請求、削除の請求及び目的外利用等の中止の請求とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第19条第2項の規定によりなされている諮問は、この条例第26条第1項の規定による諮問とみなす。

5 前4項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定により行った処分、手

続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当の規定によって行ったものとみなす。

(ひたちなか市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

6 ひたちなか市附属機関の設置に関する条例(平成6年条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(ひたちなか市情報公開条例の一部改正)

7 ひたちなか市情報公開条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成19年条例第19号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第25号)抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。